

# 家畜商が守る口蹄疫の対策

(家畜商のための家畜衛生対策必携)

## 家畜商は、口蹄疫の 拡大防止の主役となろう！

平成 22 年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫は、多数の牛、豚が殺処分され、畜産農家に甚大な被害を与えました。口蹄疫が発生すると、家畜の移動の禁止、家畜市場の閉鎖により家畜の売買もできなくなります。

# 1

### 家畜商は、家畜衛生対策を実践しよう！

- 1 口蹄疫は、伝染力が強く、病原体は病畜ばかりでなく、人の衣服・靴、自動車などに付着して拡がっていきます。
- 2 「家畜商の皆さん」は、日頃から「畜産農家」や「家畜市場」に出入りしており、気づかずに口蹄疫をはじめとする家畜伝染病を運ぶ可能性があります。
- 3 畜産農家や家畜市場に口蹄疫を「持ち込まない」「持ち出さない」ための家畜衛生対策を「日常的」に「家畜商自ら」実践することが、重要です。

社団法人 日本家畜商協会

電話 03-3297-5545



# 病気を運ばない、持ち込まない、持ち出さないために！



## 2

### 家畜商は、農家に出入りする場合、次のことを守ろう！

#### 農家の衛生管理区域に出入りする場合

- 1 海外から帰国した場合は、帰国後1週間以内の畜産関係施設への立入は控えましょう。
- 2 当日に他の畜産施設に立ち入った場合は、農家を訪問する前に、車両の清掃・消毒を行い、衣服、長靴も清潔なものに交換しよう。
- 3 頭絡など他の畜産関係施設で使用し、家畜に直接接触する物品は、持ち込まないようにしよう。持ち込む場合は、洗浄・消毒を徹底しよう。
- 4 農家に消毒機器などが無い場合もあるため、簡易な噴霧消毒器を車両に搭載して、農家到着時に家畜商自ら消毒しよう。
- 5 緊急時の連絡先として、農家の電話番号を確認しよう。
- 6 農家に出入りするときは、人、車両、導入家畜の記帳に協力しよう。



# 3

## 家畜商は、家畜市場に出入りする場合、次のことを守ろう！



車両消毒装置 (ゆっくり通過)



手・長靴の消毒を



踏込消毒槽に長靴を入れる



通り過ぎてはダメ



運転手の長靴も消毒



人体用噴霧装置



## 口蹄疫の特定症状とは

### 感染動物の種類：

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及び  
いのしし

### 特定症状：

- 1-① 39.0℃以上の発熱
  - ② 泡沫性流涎（よだれ）、跛行（足をひきずる）、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止
  - ③ 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房の水疱、びらん、潰瘍又は癬痕
- 2 同一の畜房内において、複数の家畜の口腔内等に水疱などがある場合
  - 3 同一の畜房内において、半数以上のほ乳畜が当日及びその前日の二日間において死亡した場合



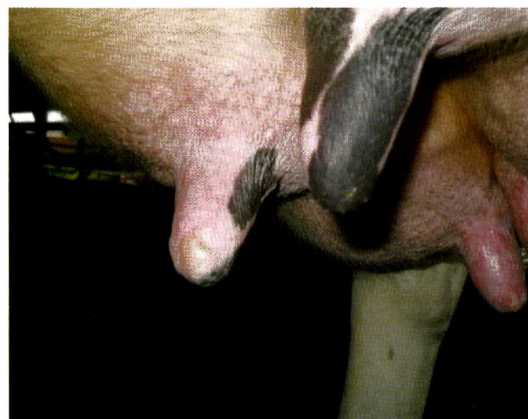
舌のびらん（黒毛和種）



歯床のびらん（黒毛和種）



流涎（よだれ）（黒毛和種）



乳頭の水疱（ホルスタイン種）



流涎（よだれ）（ホルスタイン種）



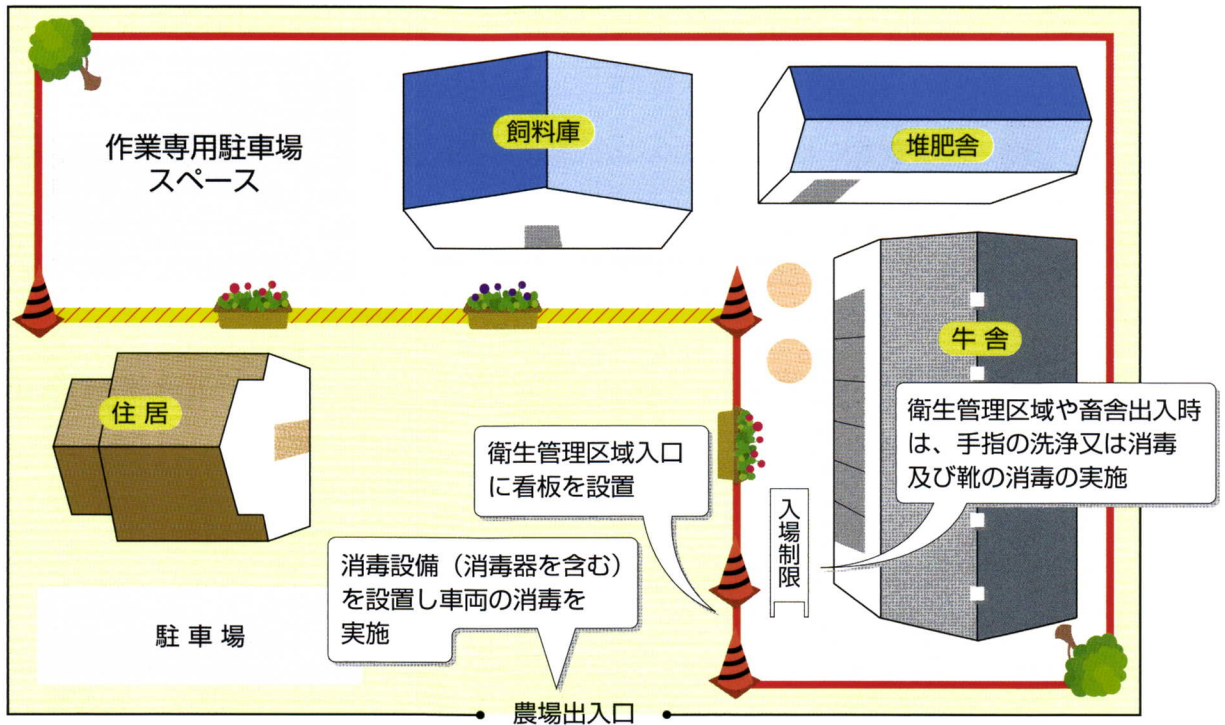
鼻腔のびらん（黒毛和種）

（写真は宮崎県提供）



## 衛生管理区域 — 農家は、法令に基づき

農場を衛生管理区域(畜舎等)とそれ以外の区域(住居等)とに柵、ロープ、プランター等で分け、衛生管理区域への立入、持ち込みなどを制限しています。



### 家畜を搬入、搬出する場合

- 1 家畜を搬入・搬出するときは、**口蹄疫の特定症状** (右頁「口蹄疫の特定症状とは」を参照して下さい) の有無を含む健康確認を行い、病気に罹っていないことを確認しよう。
- 2 家畜に異常が認められた場合は、農家から持ち出さないようにしよう。

### 家畜商が自ら家畜を飼養している場合

家畜商が自ら家畜を飼養している場合は、畜産農家と同様に、「飼養衛生管理基準」を遵守する義務があります。

# 4

## 家畜商は、最新の家畜衛生情報の 入手に努めよう！

- 1 日頃から口蹄疫などの伝染病の発生状況について、情報を入手しよう。
- 2 家畜市場、農家においても積極的に情報交換をしよう。
- 3 農家で口蹄疫の特定症状を見つけた場合、速やかに地元の家畜保健衛生所に連絡しよう。

### 口蹄疫などの家畜衛生情報は…

- 都道府県の家畜保健衛生所
- 農林水産省のホームページ で入手できます

<http://www.maff.go.jp/>

【検索方法】

農林水産省 ≫ 組織・政策 ≫ 消費・安全局の部局別トップへ  
≫ 「注目情報」の「口蹄疫に関する情報」

伝染病を疑った場合の通報、連絡先は、  
最寄りの **家畜保健衛生所** へ！

社団法人 日本家畜商協会